文化住宅等を除却し空地として管理される所有者の方に

除却促進支援を行います！

27･28 年度
限定

建物が古く地震が心配・・・
空室が増えた・・・・
親から譲り受けたので売却は・・
除却したいが固定資産税が・・・

助成対象地区

堺市（新湊地区）豊中市（庄内、豊南町地区）守口市（大日・八雲東町地区）門真市（門真市北部地区＊）寝屋川市（萱島東、池田・大利、香里地区）東大阪（若江・岩田・瓜生堂地区）　＊一部除外地区があります。

対象地区か分からない場合は、文化住宅等の所在地（住居表示）によりセンターまでお問い合わせください。

助成対象者

古くなった文化住宅等を平成 27 年４月１日以降に除却し、除却跡地を空地として１年以上所有しかつ下記の条件を満たす文化住宅等の土地所有者に助成します。

〇敷地面積が 100 ㎡以上あること。
〇文化住宅等所有者が住宅事業者でないこと。
〇収益事業（駐車場、自動販売機設置等）を行わないこと。
〇災害時の一次避難所や防災活動拠点としての利用を認めること。
〇防災広場等として、地元組織（まちづくり協議会、自治会等）が管理する場合は、３年以上その利用を認めること。

＊文化住宅等とは、木造共同住宅（文化・アパート）又は木造長屋住宅（重ね建て含む）でいずれも店舗付を含みます。

＊敷地面積は、登記地積となります。

助 成 金

敷地面積１㎡あたり 1,000 円/年を助成します。ただし、助成額は３０万円/年を限度とし、助成期間は３年間までとなります。

＊敷地面積は、固定資産税課税明細書における課税対象地積で助成金は千円未満切り捨てとなります。

＊防災広場として市に無償貸与し固定資産税が免除される場合は、除却促進支援は対象外となります。

＊1 回目の助成金は、除却完了日から 1 年後に空地確認を行った後になります。その間に売却等により所有者が変更又は建築物等が建設された場合等は、助成金は支払われません。２回目以降も同様です。

助成制度の流れ

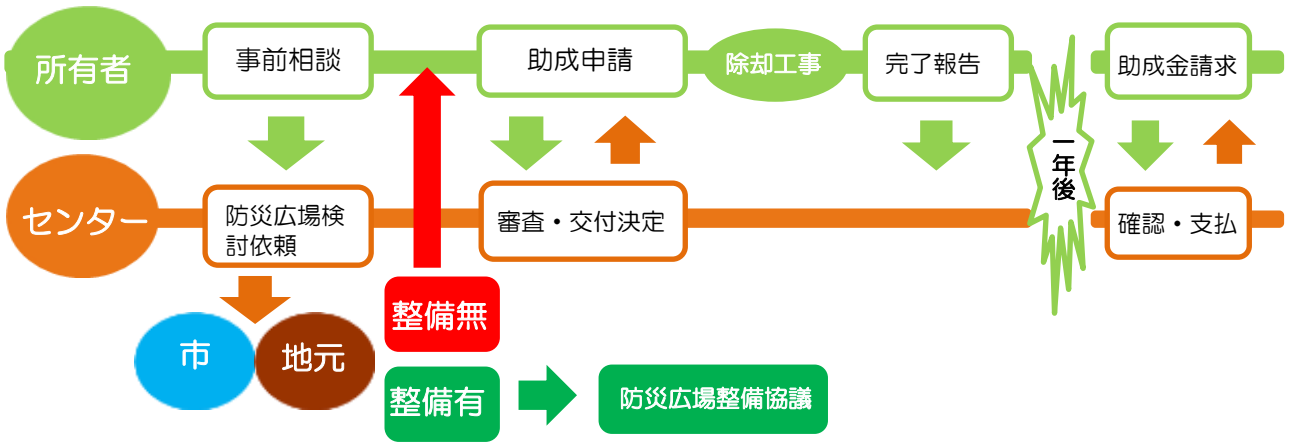

＊防災広場として整備することにより、固定資産税が免除されると除却促進支援は対象外となります。

助成制度 QA

Q　文化住宅を除却し、現在空地となっているが助成対象か。
A　平成 27 年 4 月 1 日以降に文化住宅等を除却するものを対象としているため、3 月 31 日以前に除却したものは対象となりません。

Q　土地と建物の所有者が異なるが、申請は土地所有者か。
A　申請は土地所有者となります。土地・建物の権利者が複数の場合は、すべての方の同意が必要となります。

Q　1 年間空地として管理するのはよいが、防災広場としての利用（3 年以上）は困る。
A　市・地元組織が防災広場として利用したい場合は認めることが助成の要件になります。
（防災広場として市に無償貸与した場合は、固定資産税が免除される場合があります）

Q　防災広場となった場合の土地の管理は。貸与期間完了後の土地の状態は。
A　地元組織の管理となります。土地は原則として現況復旧されます。

その他

助成対象市には、文化住宅等の「除却補助制度」が用意されています。本制度と併せてご活用ください。詳細については、各市担当課までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞
公益財団法人　大阪府都市整備推進センター
まちづくり支援室　　担当　神戸、瓦谷
☎　06-6262-7713　　mail:omsk@toshiseibi.org　　HP:http://www.toshiseibi.org

助成の受付は、予算が無くなり次第終了します。
お早めにご相談ください